

青森短期大学入学試験運営規程

(趣旨)

第1条 本学の入学試験の運営は入学者選抜の適正を期するため、この規程により入学者選抜管理委員会（以下「管理委員会」という）、入学者選抜専門委員会（以下「専門委員会」という）及び入学者選抜委員会を置くこととする。

(管理委員会の職務)

第2条 管理委員会は、入学試験制度の調査研究並びに入学試験の企画、実施の統括、運営にあたるものとする。

(管理委員会の組織等)

第3条 管理委員会は、学長の任命した委員若干名をもって組織する。

2. 管理委員の任期は、当該入学試験年度の前年の5月1日から、翌年の4月30日までとする。
3. 管理委員会に委員長を置き、委員長は委員のうちから学長が任命する。

(専門委員会の職務)

第4条 専門委員会は、学力検査科目ごとに、学力検査問題の作成及び答案の採点を行う。

(専門委員の任命)

第5条 専門委員は学長がこれを任命する。

(入学者選抜委員会の職務)

第6条 入学者選抜委員会は、出願書類のうち調査者及び推薦書の調査及び学力検査の結果を総合判定して、合格者及び補欠者の決定をする。

第7条 学長は、合格者及び補欠者を教授会に報告する。

(入学者選抜委員会の組織)

第8条 入学者選抜委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 教授
- (3) 学長の指名する教職員

附 則

この規程は昭和37年4月1日よりこれを施行する。